

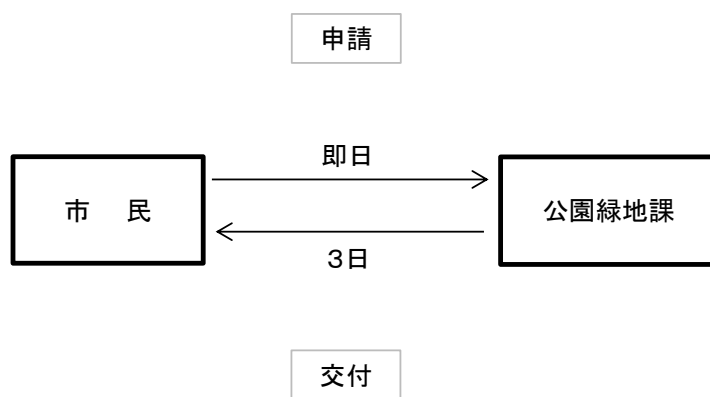
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	公園施設設置許可	
処 分 の 概 要	公園管理者以外の公園施設の設置を許可する。	
根 拠 法 令 名	都市公園法(昭和31年法律第79号)	
条 項	第5条第1項	
所 管 課	公園緑地課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標準処理期間	計	3日
判断基準	公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの 公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの	
【根拠法令等】	都市公園法	
	<p>第五条 都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。